



労働保険に関する電子申請の 事前準備ガイド BOOK

Contents

電子申請を使ってカンタン・便利に！	2
事前準備の流れを確認しましょう！	4
さあ、事前準備をはじめましょう！	6
実際に申請してみましょう！	16



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

電子申請を使ってカンタン・便利に！

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続できます。

自宅やオフィスなどから、「e-Gov」サイトにアクセスし、24 時間いつでも申請や届出ができます。



★いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。

窓口の開設時間にとらわれず、24 時間 365 日、いつでも手続が可能です。

★カンタン・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力の変更と修正だけで済みます。

入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

★ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙を入手する必要がなくなり、申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できます。また、書類申請のために必要だった移動費・手数料・人件費などのコストが削減できます。

また、GビズIDやマイナンバーカードを使うと、申請の事前準備にかかる手数料が安くなり、お得です。

電子申請は、以下の流れでご利用いただけます！

事前準備

電子申請を安全に行うため、パソコンの環境設定や、アカウントの準備、G ビズ ID (※) やマイナンバーカードを取得していない方は、電子署名に必要な電子証明書を取得します。

4 ページからご紹介

「e-Gov」から電子申請

e-Gov ウェブサイトから電子申請を行います。

画面に入力しながら申請書を作成し、電子署名を付けて、インターネット経由で提出します。



詳しくは、「e-Gov 電子申請利用マニュアルの紹介」ページを参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

16 ページからご紹介



「e-Gov」って？

政府の行政情報ポータルとして、さまざまな情報を発信しているサイトです。電子申請の窓口でもあり、このサイトの「電子申請システム」から、24 時間 365 日、いつでも・どこでも電子申請が行えます。



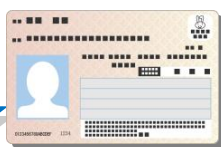
出典：e-Gov ウェブサイト(<https://www.e-gov.go.jp/>)

※G ビズ ID プライム及びメンバーアカウントを利用すると、電子証明書の添付なしで労働保険関係手続（一部手続は除く）ができます。

事前準備の流れを確認しましょう！

電子申請を行う前に、以下のステップで、パソコンの環境や準備するものをチェックしましょう。

チェック
1



電子証明書（GビズIDやマイナンバーカード）の確認 6 ページ

電子申請では、電子証明書を使って、本人確認を実施し、データの改ざんを防止します。（GビズIDやマイナンバーカードを利用すれば、簡便に手続きできます！）

チェック
2



アカウントの準備 10 ページ

e-Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

チェック
3



ブラウザの設定確認 11 ページ

ブラウザのポップアップブロック設定を解除していますか？

解除していない場合、お使いのブラウザの設定によって、電子申請の途中で不具合が発生することがあります。

チェック
4



e-Gov 電子申請アプリケーションの確認 15 ページ

電子申請のアプリケーションはインストールされていますか？

専用の電子申請アプリケーション（無料）をインストールしましょう。

事前準備が完了したら、 マイページから電子申請してみましょう！

e-Gov ポータル画面から e-Gov 電子申請画面へアクセスし、利用準備の画面を表示してみましょう。

■e-Gov ポータル 画面



「電子申請」をクリック！

■e-Gov 電子申請 画面



「利用準備」をクリック！

■利用準備の画面

1
アカウントの準備

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。
e-Govアカウントの登録をするが、G.bizID、または他認証サービスのアカウントが利用できます。

e-Govで使えるアカウントサービス

サービス名	概要	アカウントの登録方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前に e-Govアカウント利用規約 をご確認ください。 アカウントの登録方法はヘルプページより e-Govアカウントの登録方法 をご確認ください。	e-Govアカウントは以下より登録してください。 ・ e-Govアカウントを登録
G.bizID	G.bizIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。 G.bizIDから属性情報取得し、電子申請の基本情報として利用できます。 G.bizID利用時の注意事項	G.bizIDをお持ちでない方は、以下より登録してください。 ・ G.bizID
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	Microsoftアカウントをお持ちでない方は、以下より登録してください。 ・ Microsoftアカウント

2
ブラウザの設定

ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

ポップアップブロックの解除
ブラウザのポップアップブロックを解除します。
ブロックが無効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

[設定手順を確認](#)

3
アプリケーションのインストール

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

出典：e-Gov ウェブサイト(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)

さあ、事前準備をはじめましょう！

「e-Gov 電子申請」の利用準備の画面にしたがって、準備を進めましょう。

チェック 1 電子証明書の確認

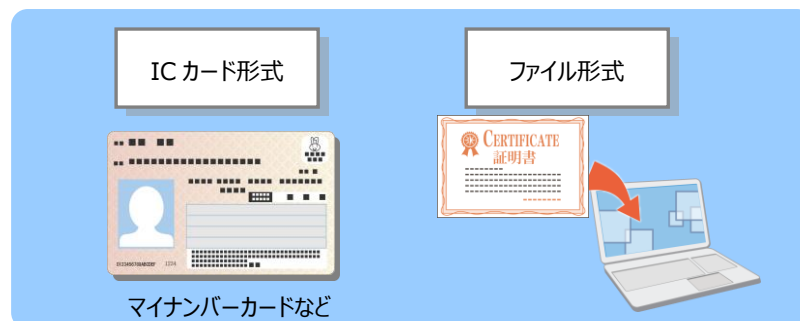
電子証明書を取得済の方及び G ビズ ID やマイナンバーカードを利用する場合はチェック 2 へ進んでください。

電子証明書等未取得していない方は、取得の手続きを進めましょう。

電子証明書とは？

電子証明書は、書面での手続における「印鑑証明書」に相当するものです。

電子申請における、本人確認手段やデータ改ざん防止のために利用する電子的な身分証明書であり、申請内容を全て入力した後に添付します。電子証明書は、公的個人認証制度等における IC カード（マイナンバーカードなど）に搭載されたり、ファイル形式で提供されます。



G ビズ ID とは？

一つの ID・パスワードで、様々な行政サービスにログインできるサービスで、ID の発行時に一度だけ代表者の身元確認を行えば、その後の各手続で本人確認書類提出が不要になります。

G ビズ ID を利用すれば、電子証明書の添付なしで労働保険関係手続（一部の手続は除く）ができますので、7 ページから 9 ページの「電子証明書の取得」を省略できます！

概要は、10 ページをご参照ください。

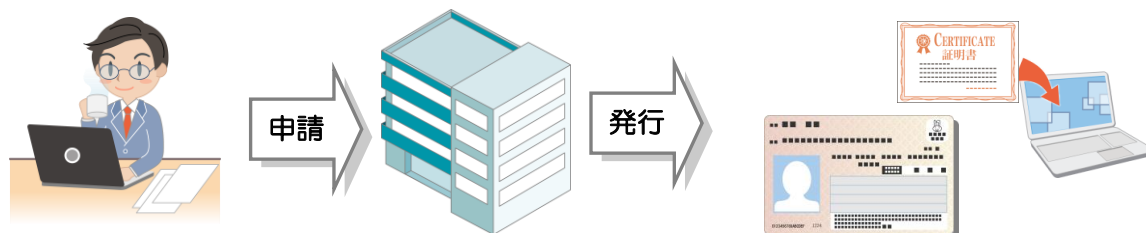


電子証明書を取得するには？

電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。官公庁のほか、民間の認証局もあります。

認証局によっては、証明する対象（個人・法人）が限られていたり、対応可能手続が異なったりする場合があります。詳しくは、e-Gov ウェブサイトの「電子証明書のご案内」を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/>

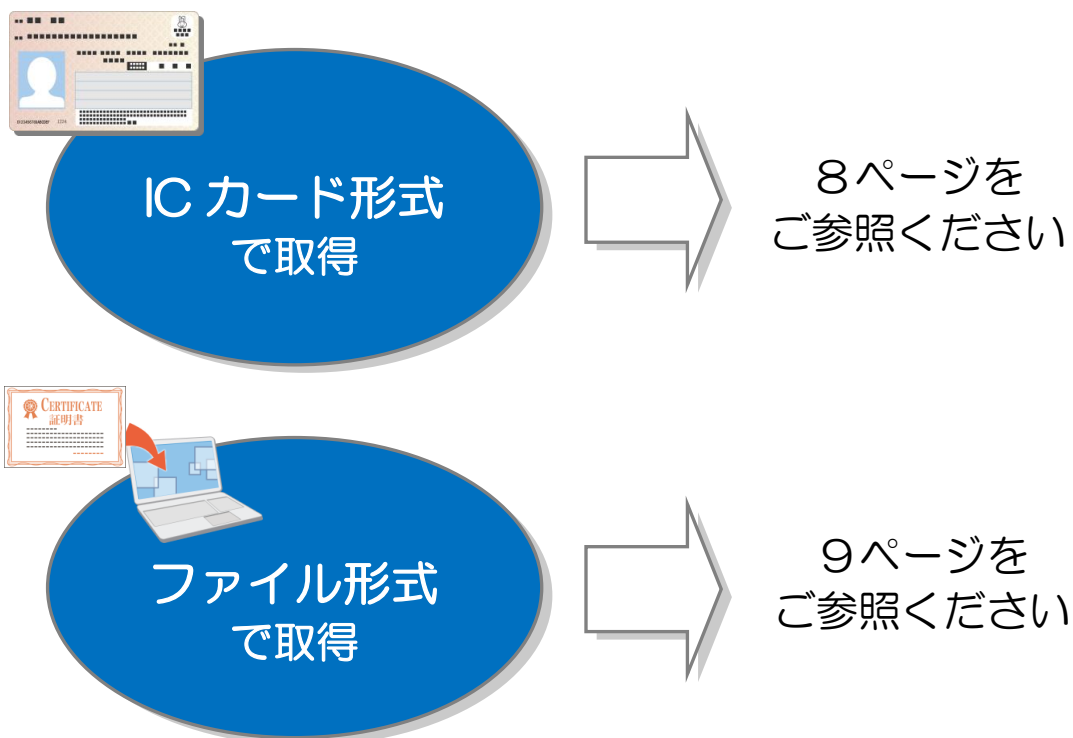


電子証明書を取得しましょう！

電子証明書は、「IC カード形式」と「ファイル形式」の2種類あります。

それぞれの形式について、電子証明書取得の流れをご紹介します。

「IC カード形式」については「マイナンバーカード」を活用する例、「ファイル形式」については「商業登記に基づく電子認証」を活用する例でご説明します。



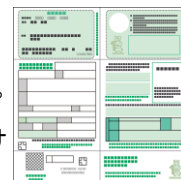
IC カード形式 で取得する場合 ～公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用～



1 マイナンバーカードを申請しましょう。

交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼付して郵送します。

デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンで交付申請用の WEB サイトにアクセスし、インターネット経由で申請することもできます。



詳細はマイナンバーカード総合サイトを参照してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



電子申請には、マイナンバーカードに内蔵された「署名用の電子証明書」が必要です。交付申請書で「署名用電子証明書」を「不要」とする欄は**空欄のまま**送付してください。



2 マイナンバーカードを受領しましょう。

交付通知書（はがき）が届いたら、交付窓口で暗証番号などを設定し、マイナンバーカードを受け取ります。



- ・受取時には、交付通知書（はがき）、「通知カード」、免許証やパスポートなど身分証明となるものがが必要です。
- ・発行手数料は不要です。



3 ICカードリーダライタを準備しましょう。

IC カードリーダライタを用意します。

IC カードリーダライタは、IC カードの情報を読み取る装置です。

家電量販店やインターネット販売で購入できます。

なお、Android スマートフォンを IC カードリーダライタとして使用することも可能です。



詳細は、公的個人認証サービスポータルサイトの「IC カードリーダライタのご用意」ページを参照してください。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

4 JPKI 利用者ソフトをダウンロードしましょう。

マイナンバーカードに搭載された電子証明書を使用して署名を付与するための専用ソフトウェアです。公的個人認証サービスポータルサイトからダウンロードし、パソコンにインストールします。

<https://www.jpki.go.jp/download/index.html>

※「IC カード形式」の電子証明書は、民間の認証局から取得することもできます。

詳しくは、e-Gov ウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/certification-authority.html>

ファイル形式 で取得する場合 ～商業登記に基づく電子認証を活用～



1 電子証明書を取得するためのソフトウェアをインストールしましょう。

専用ソフトウェア「商業登記電子認証ソフト」を法務省のホームページからダウンロードし、パソコンにインストールします。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00027.html



2 電子証明書発行に必要なファイルを作成しましょう。

「商業登記電子認証ソフト」で、電子証明書の発行申請に必要な「鍵ペアファイル」および「証明書発行申請ファイル」を作成します。



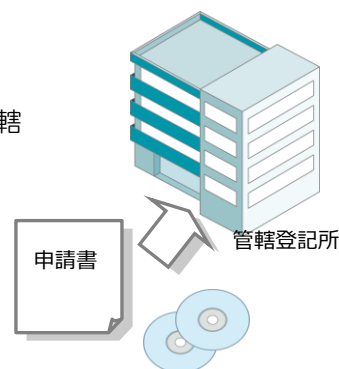
「証明書発行申請ファイル」は、CD、DVD、またはUSBメモリに格納しておきましょう。



3 電子証明書の発行申請をしましょう。

管轄登記所（会社・法人の本店・主たる事務所の所在地を管轄する登記所）に、以下のものを提出します。

- 電子証明書発行申請書
- 証明書発行申請ファイル（手順2で作成したもの）



4 電子証明書をダウンロードしましょう。

手順1で使用したソフトウェアを使って、インターネット経由で電子証明書をダウンロードします。

商業登記電子証明書の発行はオンラインによる申請も可能です。

詳細は、法務省のホームページをご参照ください。



「電子証明書取得のご案内」（法務省）（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html）



チェック2 アカウントの準備

次に、e-Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備します。e-Gov アカウントの登録をするか、G ビズ ID(※1)、または他認証サービスのアカウントが利用できます。



(※1) 労働保険関係手続の電子申請においては、法人代表者又は個人事業主（以下「事業主」という。）のアカウントである G ビズ ID プライムと、組織の従業員用のアカウントとして事業主が作成する G ビズ ID メンバーを利用することができます。

G ビズ ID メンバーについては、事業主の代理人（総務部長等（※））又は1法人で複数の適用事業がある場合の各適用事業の支店長等が事業主として届出等がされている場合等に利用することができます。なお、事業主の代理人が G ビズ ID メンバーで電子申請を行う場合は、事前に「労働保険代理人選任・解任届」を提出する必要があります。

（※）総務部長等の「等」には例えば総務・経理のご担当の方などが含まれます。代理人の役職や人数に法的な制限はありません。

G ビズ ID の取得方法等の詳細については、以下の URL をご確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

サービス名	概要	利用方法
e-Gov アカウント	e-Gov サービス共通で利用できるアカウントです(※2)。	e-Gov アカウントを登録し、ログインしてください(※3)。
Microsoft アカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。(※4)	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
G ビズ ID アカウント	1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。G ビズ ID から属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。 <u>G ビズ ID プライム及びメンバーアカウントを利用すると、電子証明書の添付なしで労働保険関係手続（一部手続は除く）ができます。</u>	

(※2)e-Gov アカウント登録の際は、事前に e-Gov アカウント利用規約をご確認ください。

(※3)e-Gov アカウントは、以下の URL より登録することができます。

https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

(※4) Microsoft アカウントは、以下の URL より作成することができます。

<https://account.microsoft.com/account?lang=ja-jp>

出典：e-Gov ウェブサイト(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)

チェック3 ブラウザの設定確認

次に、ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

① ポップアップブロックの解除

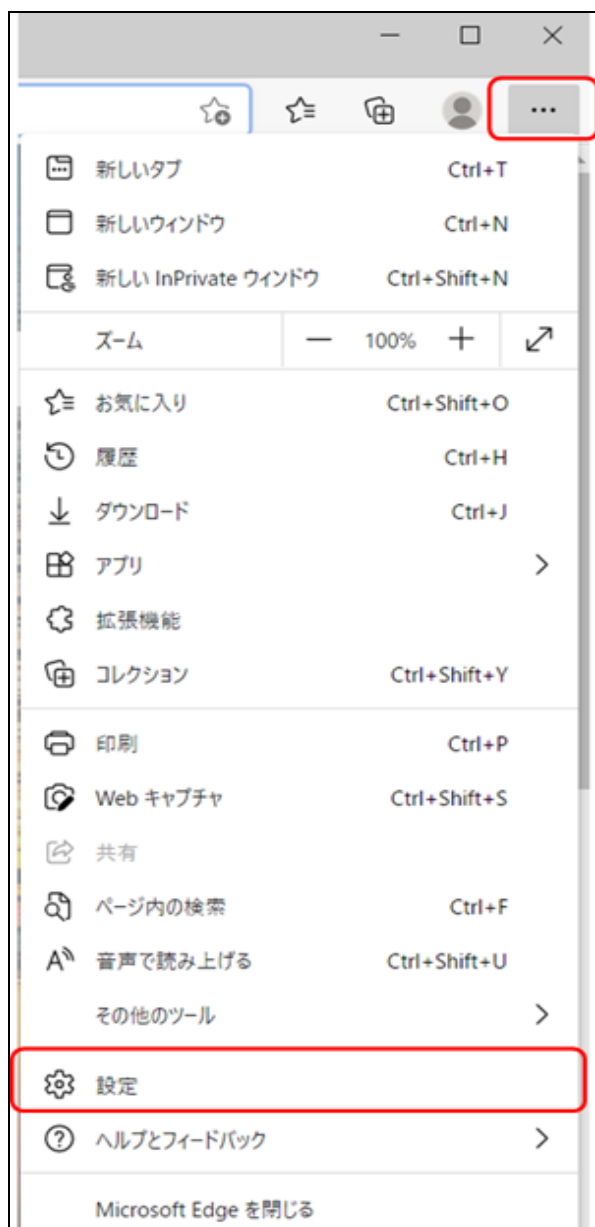


ポップアップブロックとは、ブラウザの表示中に、広告や通知など別のウィンドウが表示されるのを事前に防止する機能です。
電子申請を行うには、機能を無効にしておく必要があります

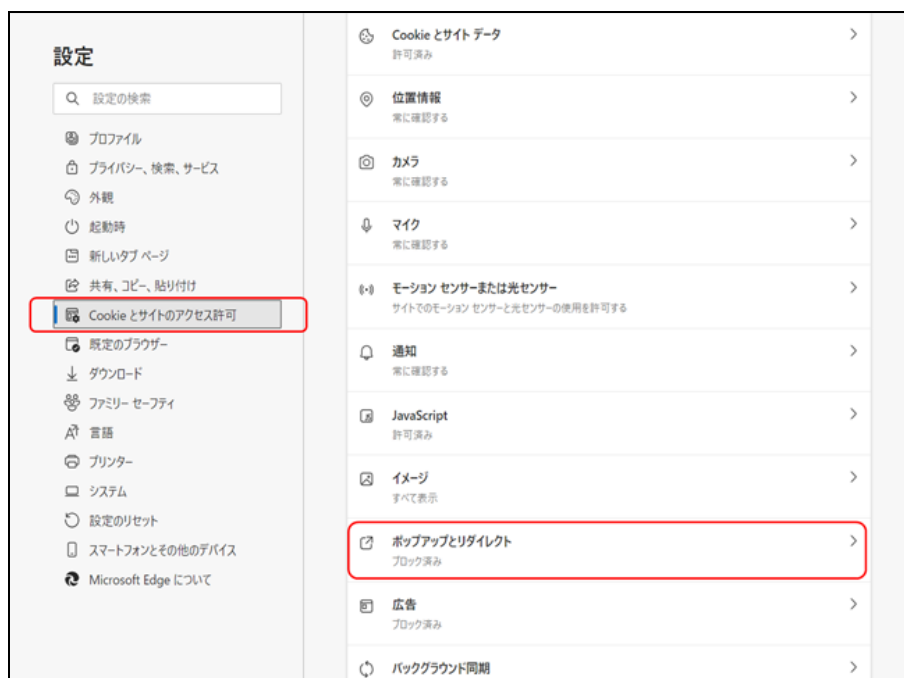
《Microsoft Edge をご使用の方》

1. Microsoft Edge の設定画面を開く

⇒右上「メニュー」ボタンをクリックし、[設定]をクリックします。



2. 「Cookie とサイトのアクセス許可」をクリックし、「ポップアップとリダイレクト」をクリックします。



※Windows のバージョンによっては、メニュー名が完全一致しない可能性があります。その場合は、「ポップアップ」で検索することで、「ポップアップとリダイレクト」メニューが出てきます。



3. ポップアップブロックを許可するサイトを追加する

⇒「許可」項目の「追加」ボタンをクリックします。



4. サイトの追加

⇒「サイトの追加」項目に「shinsei.e-gov.go.jp」を入力し、「追加」ボタンをクリックします。
もう一度、「サイトの追加」項目に「account.e-gov.go.jp」を入力し、「追加」ボタンをクリックします。



5. e-Gov が追加されたことを確認する

⇒「許可」項目に「shinsei.e-gov.go.jp」と「account.e-gov.go.jp」が追加されたことを確認します。

← サイトのアクセス許可 / ポップアップとリダイレクト

ブロック (推奨) ☒

ブロック 追加

追加されたサイトはありません

許可 追加

 account.e-gov.go.jp	...
 shinsei.e-gov.go.jp	...



※ポップアップブロックの解除方法

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html>



チェック4 e-Gov 電子申請アプリケーションの確認

最後に、無料の e-Gov 電子申請アプリケーションをインストールしてください。

3 アプリケーションのインストール
e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

インストール手順の確認は
ここをクリック！

Windows版

e-Gov電子申請アプリケーションの
ダウンロード（Windows版）

インストール手順を確認（Windows版）

macOS版

e-Gov電子申請アプリケーションの
ダウンロード（mac OS版）

インストール手順を確認（mac OS版）

Windows版での手順
e-Gov電子申請アプリケーションを利用するには、「Microsoft .NET Framework(4.7.2以上)」が必要です。
※Microsoft .NET Framework（4.7.2以上）がインストールされていない場合、Microsoft .NET Frameworkのインストール画面が表示され、e-Gov電子申請アプリケーションと同時にインストールすることができます。

1. インストーラの起動
ダウンロードしたZIPファイルを展開し、「setup.exe」を起動してください。

※ご利用中のパソコンに、2025年1月17日以前(2.1.4.0以前)のe-Gov電子申請アプリケーションが既にインストールされている場合、以下のエラーメッセージが表示されます。「3. アンインストールの手順」の「(2)アンインストール」を参照しe-Gov電子申請アプリケーションをアンインストールした後、e-Gov電子申請アプリケーションをインストールし直してください。

Windows インストーラ

OK

「setup.exe」を起動すると以下の画面が表示されます。



詳しくは、上記の「インストールの手順」画面を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html>